

新公審査答申（情）第17号
令和5年11月10日

新潟市長 様

新潟市公文書公開等審査会
会長 菊池 弘之

審査請求に関する諮問について（答申）

令和元年11月22日付け、新行経第425号で諮問のあった件について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

新潟市病院事業管理者（以下「実施機関」という。）が、平成31年4月26日付け新病管第228号の2により行った公開決定は妥当である。

第2 審査請求の経過

1 公文書の公開請求

平成31年4月19日、審査請求人は、新潟市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、実施機関に対し、入院診療計画書（以下「計画書」という。）に本年度から主治医を明示することになった年月日、明示した内容を示すもの（以下「本件請求文書」という。）の公開を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 実施機関の決定

平成31年4月26日、実施機関は、本件請求について、平成31年2月定例会議事録（以下「議事録」という。）及び計画書の様式（以下「本件対象文書」という。）を本件請求文書と特定し、そのうち、議事録の一部は条例第6条第2号に該当するとして、一部公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和元年5月10日、審査請求人は、本件決定を不服として、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

令和元年11月22日、実施機関は、条例第12条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問した。

第3 審査請求人の主張

審査請求人が審査請求書及び反論書並びに口頭意見陳述聴取結果記録書において、主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

請求は「計画書に本年度から主治医を明示することになった年月日を示すもの」だが、公開されたものは業者が作成した議事録である。

議事録には、作業の期限、完了日、報告日が記載されているもので、病院として主治医を明示することになった年月日は判明していない。用紙の切り替え日を示したもので、各診療科に任せているだけで、病院全体としての管理がされていない。計画書の作成日によって異なるのではないか。説明日等の違いによっても、同じ入院日であっても、主治医欄がない計画書が患者に交付されるが、その点はどう患者に説明するのか、新たに計画書を交付するのか判明しない。現場の医師、看護師、その他の職員には、明示する年月日をどのような指示し徹底を図っているのか。

開示した計画書は病院共通のものなのか、診療科によって違うのであれば、どう違うのか。開示した計画書は何科のものなのか、わからない。

病院として明示した日はいつなのか、業者の作業工程を示したものではなく、病院として、運用を開始した日を示しているものを公開すべき。

なお、審査請求人は、上記以外にも本件審査請求とは直接関係のない主張もしているが、当審査会の判断を左右するものではないため取り上げない。

第4 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張する内容は、おおむね以下のとおりである。

審査請求の趣旨が判然としないが、業者が作成した文書ではなく、職員が作成した文書の公開を求めるものであると善解してもなお、本件審査請求は、以下により不適法又は理由がないと言わざるを得ない。

- (1) 不服の内容は、非公開部分は、業務委託先の従業員の氏名であり、個人情報に関する情報であり、特定の個人が識別できるものであり、条例第6条第2号に該当するとした理由に基づいてなされた決定処分の違法又は不当をいうものではなく、すなわち、本件決定そのものに対する不服の形をとっていない。
- (2) 平成31年4月26日付け新病管第228号の2一部公開決定通知書に基づいて公開した本件対象文書は、新潟市民病院が計画書に主治医を明示することになった年月日及びその明示した内容を示すものであり、審査請求人が平成31年4月19日付け「情報公開請求書」により公開を求めた計画書は本年度から主治医を明示した内容を示すものにほかならない。審査請求人の求める文書でなかったというのであれば、それは、同情報公開請求書における審査請求人の記載の不備をいうに過ぎない。
- (3) 条例が公開の対象とする公文書とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は

取得した文書図面及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして保有しているもの」(同条例第2条第1項)をいい、実施機関の職員が作成したものに限られるものではない。議事録は、実施機関の職員たる新潟市民病院職員が業務委託先から職務上取得した文書で組織的に用いるものとして保有しているものであるなら、これを公開する公文書としたことに、何ら違法性はない。

第5 審査会の判断

1 本件審査請求について

本件審査請求は、実施機関が本件請求文書として、議事録に業者の担当者名を非公開とし、計画書の様式とあわせて一部公開決定したことについて、本件請求文書と異なるとして、本件決定の取消しを求めてなされたものである。以下、審査請求人と実施機関の主張について検討する。

2 本件対象文書について

当審査会が本件対象文書を見分したところ、システムの担当職員と業者による議事録に添付されている作業依頼管理表には、発生日、対象システム、依頼内容、経過・対応内容、業者及び職員の担当者名等が記載されているが、その依頼内容に「計画書変更とあり」、経過・対応内容に「2月22日作成、確認完了。2月26日より運用可」と記載されていることが確認できた。

また、計画書の様式は、従来の様式の「主治医以外の担当者名」欄の上部に、新たに「主治医」欄を加えた様式となっていることが確認できた。

3 本件決定について

当審査会は、本件対象文書として議事録を特定した理由について、実施機関に確認したところ、実施機関からは、院内への周知は科部長から各科の医師に口頭で伝達したとのことであった。また、主治医の明示を開始した日が分かる文書は作成しておらず、確認できる文書として、業者が作成した議事録を保有していたことから、本件対象文書としたとのことであった。

そうすると、本件対象文書により本件請求は確認できることが認められ、特定した文書の他に保有していないとする説明には、不合理な点が認められず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらないことから、実施機関が本件請求について一部公開とした本件決定は妥当である。

4 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第6 審査会の開催経過

当審査会の開催経過の概要は、次のとおりである。

年月日	内容
-----	----

令和 元年 1 1 月 2 2 日	実施機関の諮問書を受理
令和 5 年 9 月 6 日	審査会開催（第 1 回）
令和 5 年 1 0 月 1 3 日	審査会開催（第 2 回）
令和 5 年 1 1 月 6 日	審査会開催（第 3 回）

(第 3 部会)

委員 菊池弘之、 委員 杵渕栄治、 委員 櫻井香子